

船橋市スポーツ少年団 共催・後援及び協賛承認規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市スポーツ少年団（以下「本団」という。）が、本会以 外のものを行う行事の共催・後援及び協賛（以下「共催等」という。）を承認することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 スポーツ少年団活動に関する競技会・展覧会・講習会・研究会・その他の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛同することをいう。

(承認の基準)

第3条 本団は、市又は国若しくは他の地方公共団体のスポーツ少年団活動の推進上有益であると認めるもので、全市的な規模又はこれに準ずる規模を有する行事について、共催等を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事においては、この共催等をしないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 公共の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるもの

(申請の手続き)

第4条 本団の共催等の承認を受けようとするものは、当該行事の開催の日の原則として1か月前までに共催等承認申請書（第1号様式）に次の各号に定める書類を添えて、本団に申請しなければならない。

- (1) 行事を主催する団体の概要を示す書類（定款、規約、会則、事業計画書、予算書及び役員名簿等）
- (2) 行事の目的及び内容が詳細に分かる書類
- (3) 行事の収支予算書
- (4) 行事のプログラム、ポスター及びパンフレット等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本団が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類については、本団が確認できる場合においては、省略することができる。

(承認等の通知)

第5条 本団は、前項の申請を受けたときは、速やかに、共催等承認通知書（第2号様式）、共催等不承認通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(共催等承認の取消)

第6条 本団は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に違反したとき
 - (2) 共催等の承認の条件に違反したとき
- 2 前項により共催等の承認を取り消した場合においては、当該承認にかかわるものに対し、共催等承認取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。
- (報告)
- 第7条 共催等の承認を受けたものは、行事終了の日から1か月以内に共催等実施報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。